



老朽危険空き家の解体を促進するため、市内事業者を利用した空き家の解体費用の一部を補助します。

○補助対象となる経費

・空き家を解体・撤去する費用の
8/10で、国土交通大臣が定め
る標準建設費の上限額まで。



対象経費の1/2

上限 **50** 万円



必ず工事着手前に補助金の申請をしてください。

工事着手後に申請された場合、補助金の交付はできません。

11月30日までに申請が必要です。

補助申請には、次の要件を**全て**満たす必要があります。

対象者

- ☐ 老朽空き家の所有者・相続人、土地の所有者(いずれの場合も個人)
- ☐ 市税に滞納がないこと
- ☐ 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること

対象物件

- ☐ 江田島市に登録された築23年以上の木造の空き家

※江田島市に登録された空き家とは
半年以上、居住実態のない家屋(長期入院などの場合を除く)について、江田島市に
登録の申請がされたものです。

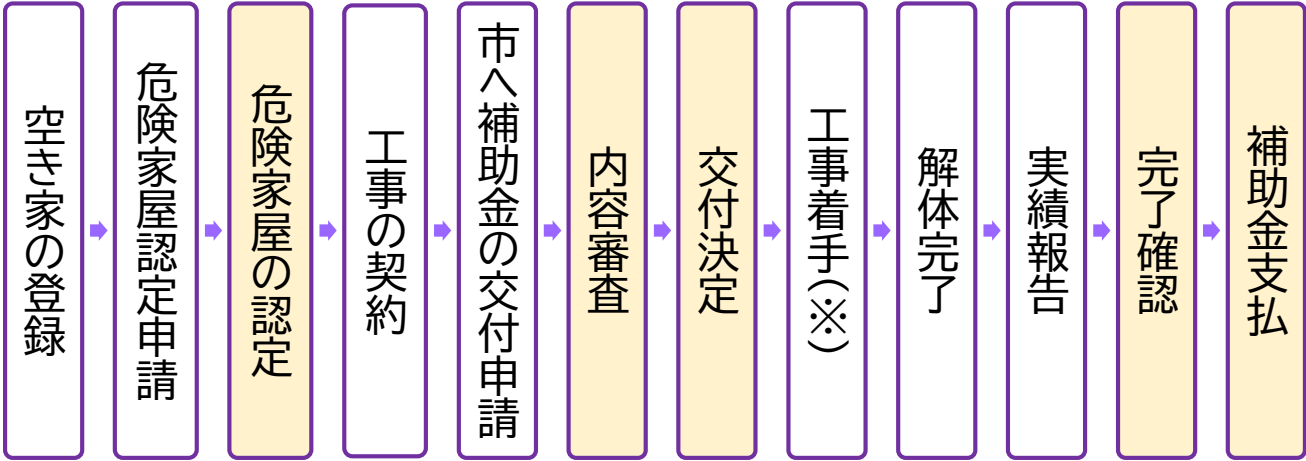
- ☐ 市の判定基準を満たした家屋
- ☐ 市内事業者で解体を行う空き家

市の判定基準を満たす建物かどうか、判定する
ため、補助申請前に**危険家屋認定**
の申請をしてください。

【申請に必要な書類】

- ・危険家屋認定申請書
- ・建物の位置図 ・建物の平面図又は外観写真
- ・除却した後の措置計画図 ・誓約書

補助金申請の流れ



※工事着手後に金額の変更などがある場合は、変更申請が必要です。

申請に必要な書類

必ず工事着手前に補助金の申請をしてください。
工事着手後に申請された場合、補助金の交付はできません。

No	必要書類	備考
1	交付申請書	・市HPからもダウンロードできます。
2	工事計画書	・市HPからもダウンロードできます。
3	見積書	・地番・金額・内訳明細が確認できる市内事業者で発行されたもの。
4	工事請負契約書の写し	・契約済みのもの。
5	建設業法に基づく許可若しくは建設リサイクル法に基づく登録を証する書類	・建設業法の場合、土木工事業・建築工事業・解体工事業のいずれかの許可を受けたもの。
6	空き家の現在の所有者が確認できるもの	・登記事項証明書(法務局で取得可能) ・名寄帳兼課税台帳(市税務課で取得可能) どちらかを提出してください。(コピー可)
7	建設リサイクル法の届出書の写し	・受付されたものの写しを提出してください。 ・床面積の合計が80㎡以上であれば届出が必要です。該当しない場合は、不要です。
8	市税等に滞納がないことを証明する書類	・各市区町村の税担当課で取得できます。 ・江田島市に納税義務のある方は、江田島市のものを提出してください。 ・江田島市に納税義務のない方は、お住まいの市区町村のものを提出してください。
9	誓約書兼確認書	・市HPからもダウンロードできます。

実績報告時に必要な書類

報告期限:3月10日まで

- ・事業実績書
- ・領収書の写し
- ・解体前・解体中・解体後の写真
- ・再資源化等報告書の写し(建設リサイクル法届出工事の場合)

問合せ先

江田島市 土木建築部 都市整備課

電話:0823-43-1647 / メール:toshi@city.etajima.hiroshima.jp